広島県防犯モデル駐車場登録事業規則

社団法人広島県防犯連合会定款第43条の規定に基づき,広島県防犯モデル駐車場 登録事業規則を次のとおり定める。

平成17年3月15日

社団法人広島県防犯連合会 会 長 宇 田 誠

広島県防犯モデル駐車場登録事業規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、社団法人広島県防犯連合会(以下「本会」という。)定款第3条第1号、第3号、第4号及び第5号により、防犯駐車場についての審査・登録を行い、駐車場における防犯環境を整備し、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例(平成14年12月20日広島県条例第48号)第14条により策定した「防犯指針」の規定に基づき、犯罪の防止に配慮した構造、設備を満たしていると認められる駐車場を「広島県防犯モデル駐車場」として登録することで、駐車場における防犯環境を整備し、県民の防犯意識の向上及び犯罪の防止に配慮した駐車場の普及並びに必要な措置等を講じ、もって、安全で安心できる県民生活の実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において,次の各号に掲げる用語の意味は,それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 駐車場とは,公営・民営を含む全ての駐車場をいい,都市計画駐車場,時間貸 し駐車場,店舗等付設型駐車場,共同住宅駐車場,月極駐車場などの形態,規模 等は問わない。
 - (2) 防犯環境とは,犯罪を防止するため,前条の「防犯指針」に基づき,犯罪の防止に配慮した環境の整備促進を図るすべての要素をいう。
 - (3) 防犯駐車場とは,前条の「防犯指針」に基づいた犯罪の防止に配慮した構造,設備を満たした駐車場で,犯罪等が起こりにくく,その成果を近隣駐車場にも波及させていくことが可能な駐車場をいう。

第2章 防犯駐車場審査委員

(防犯駐車場審査委員)

- 第3条 本会に防犯駐車場の審査及び登録を行うため,防犯駐車場審査委員(以下 「審査委員」という。)を若干名置くものとする。
- 2 審査委員は,特定非営利活動法人広島県生活安全防犯協会に所属する者など,社 団法人日本防犯設備士協会から認定された防犯設備士で,防犯駐車場の知識を有す る者とする。

(委嘱状及び防犯駐車場審査委員証)

- 第4条 本会会長は,審査委員を委嘱する場合は,委嘱状(様式第1号)及び防犯駐車 場審査委員証(様式第2号。以下「審査委員証」という。)を交付する。
- 2 審査委員は、審査委員証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに本会会長に申し出て、再交付を受けるものとする。
- 3 審査委員は、その職を失ったときは、審査委員証を本会会長に返納しなければならない。
- 4 審査委員は,第7条の審査において,現地調査を行う場合は,審査委員証を携帯し,身分を証明する必要があるときは,これを提示しなければならない。

(審査委員の任期)

- 第5条 審査委員の任期は,2年とし,再任を妨げない。
- 2 任期の途中で退任した審査委員の補欠として就任した審査委員の任期は,前任者 の残任期間とする。

第3章 防犯駐車場の審査

(審査の申請)

- 第6条 防犯駐車場の審査は,広島県下に設置又は設置予定の駐車場で登録審査申請 のあった物件について行う。
- 2 審査を受けようとする者は,広島県防犯駐車場審査・登録申請書(様式第3号) 及び誓約書(様式第4号)に掲げる必要書類に審査手数料を添えて本会に申請する ものとする。
- 3 第2項に掲げる申請書類は,正副2通を提出するものとする。
- 4 審査の申請があった防犯駐車場で防犯機能その他審査対象として適格性を欠くと 認められる物件については、申請を受理しないものとする。
- 5 審査手数料は,別に定める。

(審査)

- 第7条 審査委員は、申請のあった防犯駐車場について登録の適否を審査する。
- 2 審査にあたっては、次の各号を考察して登録の適否を判断するものとする。
 - (1) 本会が,第1条の「防犯指針」に基づき,別に策定した広島県防犯駐車場審査 基準に適合すること。
 - (2) 申請しようとする防犯駐車場の設置者による自主防犯活動が推進されると認められること。

(審査の委託)

第8条 本会会長は,前条第1項の規定に基づく書面審査及び現場調査を特定非営利 活動法人広島県生活安全防犯協会に業務委託するものとする。

第4章 防犯駐車場の登録

(登録)

- 第9条 審査委員による審査の結果,登録に該当すると認めた防犯駐車場については,被登録者から登録料が納付された後,本会会長が推奨書(様式第5号),登録証 (様式第6号)を交付し,防犯モデル駐車場として登録するとともに,本会機関紙「防犯ひろしま」等により広報するものとする。
- 2 本会に広島県防犯モデル駐車場登録簿(様式第7号)を備え付け,登録を行った 防犯モデル駐車場について登載するものとする。
- 3 登録料は,別に定める。

(被登録者の遵守事項)

- 第10条 被登録者は、駐車場利用者による自主的な防犯活動が行われるよう努めるものとする。
- 2 被登録者は,本会が実施する防犯活動に際し,可能な範囲内において協力するものとする。
- 3 被登録者は、登録した防犯駐車場に関し、火災による焼失、災害等による損壊等、 その機能に変更があったときには、速やかに届け出をしなければならない。
- 4 被登録者は,登録した防犯駐車場の機能について,別に策定した広島県防犯駐車場審査基準に適合するよう維持管理に努め,毎年1回,点検実施結果を本会に報告するものとする。

第5章 登録の取消

(登録の取消し)

第11条 本会は,次の場合登録を取り消すものとする。

- (1) 被登録者が当該防犯駐車場の登録取消しを登録取消申請書(様式第8号)により申請したとき。
- (2) 当該防犯駐車場が広島県防犯駐車場審査基準を満たさなくなったとき。
- (3) 被登録者が前条に掲げる遵守事項を履行しないとき。
- (4) 火災,震災等により登録物件が焼失又は損壊し,駐車場としての機能を失ったとき。

(登録取消しの通知)

- 第12条 本会は,前条の規定により登録を取消したときは,被登録者に対し,その旨を登録取消通知書(様式第9号)により通知するとともに,通知を受けた被登録者は,交付を受けた推奨書及び登録証を返納しなければならない。
- 2 取消しを行った防犯モデル駐車場については、本会機関紙「防犯ひろしま」等に 登載するものとする。

第6章 雑 則

(守秘義務)

第13条 防犯駐車場の審査に関与した者は,審査上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(備付簿冊)

- 第14条 本会に次の簿冊を備えるものとし、保存年限は括弧書のとおりとする。
 - (1) 広島県防犯モデル駐車場登録簿(永年)
 - (2) 広島県防犯駐車場審査・登録申請書(1年)
 - (3) 誓約書(永年)
 - (4) 登録取消申請書(1年)
 - (5) 登録取消通知書(永年)

(補則)

第15条 この規則の施行のため必要な事項は、会長が別にこれを定める。

附則

この規則は,平成17年3月15日から施行する。